

令和元年 9 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和元年 9 月 25 日（水曜日）

令和元年9月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年9月25日(水曜日) 午前9時00分～午前9時52分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望

4 農業委員会事務局職員

事務局長 里中 義郎
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第90号 農業振興地域整備計画の変更に係る許可申請について

議案第91号 非農地証明願いに係る証明について

議案第92号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和元年9月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は11名です。12番、横原委員から欠席の届けがありました。
よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、1番の吉永委員と3番の北之口委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第90号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。
それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、2ページをお開きください。議案第90号、農業振興地域整備計画の変
更に係る意見については2件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第90号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 受付番号1については、事務局より現地調査の報告をさせていただきます。7月19
日に今回の申請人より提出された非農地証明願いの現地調査時に合わせて、東山崎委員、
湊原委員、事務局2名と申請代理人で現地を確認しております。非農地証明願いについ
ては13筆ございましたが、7月定例会総会において議決をいただいたところです。現地
調査の報告でございますが、今回の申請書に記載のとおり、平成13年度以降は耕作さ
れていない状況で、雑木や多年草が生茂っております。今後、農地への復旧は難しい
と思われる農地で、農振農用地についても集団の外周部に位置していることから、今回
の申請はやむを得ないものと思われれます。なお、申請代理人によりますと、この3筆に
ついては非農地証明願いの申請をお考えですが、農振農用地に含まれていることから、
本町の非農地証明の交付基準に照らした場合、農業振興地域の整備に関する法律で定め
る農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと、とありますので、こ
のことから、今回の農振除外の許可を得た後、非農地証明願いの申請になるかと思われ
れます。以上です。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見

などありましたら、出していただきたいと思います。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 本日お配りしました資料の10ページに現地調査時の写真を添付しております。また、1枚紙でお配りしております、農振農用地区域図は着色されている土地が農振農用地に含まれている土地で、申請地は外周部に位置していることが見られます。以上です。

議長： ご意見等、ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第90号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第90号、受付番号1番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議長： 次に議案第90号、受付番号2番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号2番については、議案書の発送を済ませてから、譲受人より経済課に計画変更が提出されましたので、本日、お配りしております、差し替え、追加資料でご説明いたします。差し替え、追加資料の1ページをご覧ください。

(1ページ 議案第90号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

6番： はい。

議長： 溝田委員どうぞ。

6番： 6番、溝田です。9月19日に徳留委員、野村委員、事務局とで調査をしました。当該地は〇〇から北東に500m程に位置しており、〇〇から〇〇に抜ける〇〇で、東側には〇〇があります。現地の状況としては、西側は宅地に隣接して東側は町道、南側は宅地の取付道、北側は農地に接していました。申請地は草払いはされていますが、ここ数年、耕作されていません。調査の意見としまして、以前は所有者が家庭菜園的に利用していましたが、現在は荒れないように管理されていました。農業振興地域については、申請地は外周部に位置しており、基盤整備も施行されておらず、役場から500m以内にあるため、第2種農地であることから、農用地区域の除外は問題ないと思われま。審議方、よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見
などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 先ほど、受付番号1番でご説明しました、農用地区域図でございますが、申請地につ
いては、外周部に位置していることが見られます。以上です。

10番： この黄色の部分が農用地区域内ですか。

事務局： 着色されている部分全てが農用地区域内でございます。農振農用地は、農地以外にも
山林、原野も含まれていることもございます。

11番： この残す部分、分筆後の部分は耕作されるのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 残地は471㎡になろうかと思われませんが、残地の取り扱いについては、農地として残
るため、今回の申請人では取得できないため、申請人の親御さんの申請により取得され
る見込みです。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第90号、受付番号2番について許
可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第90号、受付番号2番について承認することに決定しまし
たので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に議案第91号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 20ページをお開きください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件でござ
います。議案書をもとに説明いたします。

(議案第91号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 担当委員が欠席でございますので、事務局の方で読み上げさせていただきます。現地の状況としまして、〇〇より西に 0.5km の〇〇沿いにあり、40 年程前に杉が植林され、現在は山林化していました。調査の意見としまして、現地は山林化しており、周辺農地も荒廃化していることから、非農地は妥当かと思われまます。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。現地の写真としまして、本日お配りしました資料の 11 ページに添付しております。また、12 ページが現況図と平成 12 年当時の航空写真を比較しております。以上です。

(昭和 50 年の航空写真と現況航空写真により説明)

議 長： ご意見ございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 91 号、受付番号 1 番について非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 91 号、受付番号 1 番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 92 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 24 ページの議案第 92 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 92 号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお祈ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ございませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 92 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 92 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に本日、追加議案とします、報告第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定に係る会長専決事項についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局： 資料については、本日お配りした差し替え資料、追加資料の 10 ページの報告第 4 号の報告書をご覧ください。

南大隅町農業委員会規則第 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、会長専決により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を決定しましたので、その報告をいたします。

(報告第 4 号 議案書にもとづいて農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定に係る会長専決事項について内容を説明)

詳細については、担当の方から説明いたします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。それでは私の方からご説明させていただきます。ただ今、事務局長から説明がありましたとおり、委員会規則第 5 条第 1 項第 5 号の中で、非常災害その他やむを得ない事情のため、会議を招集する暇がないときで緊急を要する事項については、会長専決ができることとなっております。専決処分をした場合、処分後最初に開かれる会議に報告しなければならないとなっておりますので、今回、報告させていただくところです。今回の報告に関しましては、農地売買等事業に関するものでございまして、平成 31 年 2 月定例総会の農用地利用集積計画の決定における専決事項について、報告をさせていただいておりますが、2 月定例総会では、前所有者の〇〇氏から〇〇への所有権移転に関する農用地利用集積計画の決定について会長専決をしたところでございます。今回は、現所有者であります、〇〇から〇〇への所有権移転に関する集積計画の決定の会長専決でございます。農地売買等事業につきましては、農地法第 3 条許可申請とは異なりまして、譲受人から譲渡人に直接、所有権移転するものではなく、間に〇〇が入りまして、

譲渡人から〇〇、〇〇から譲受人となり、それぞれ登記簿上の所有者が変わるごとに集積計画を決定する必要があります。11 ページの中程にあります、所有権の移転時期が2019年8月9日となっており、本来であれば、7月定例総会で議決をただくところでしたが、11 ページの資料を含め〇〇と〇〇の間で文書の往復をする中で、譲渡に関する書類の作成に期間を要したことにより、集積計画に基づく所有権移転の時期が8月19日に定められていることから、今回、専決にて議決をさせていただいたところです。今回の専決によりまして、法務局に提出します登記に関する書類が作成されまして、最終的に〇〇への所有権移転となるところです。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

2 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： 2番、富田です。お聞きしたのですが、ここは以前、非農地申請で現地調査に行ったところですよ。相当荒れていて、この北側に結構大きな杉があったはずですが、〇〇がここを引き継いで何をやられるのか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。追加資料の12ページをお開きください。取得農地図ですが、富田委員がおっしゃられたとおり、3年程前でしたか、再生可能エネルギーを設置する目的で非農地証明願いが提出されましたが、否決した農地でございます。今回、〇〇に拠点を置きます、〇〇ですが、この地で熱帯果樹を含めた柑橘類を栽培することで、現在は再開発されて、蜜柑の苗が植え付けられているところでございます。全体的には進んではないわけですが、今後、順調に開墾されていくものと考えます。

1 2 番： 私も現場をちょっと見ましたが、道路より下の方は開墾がされております。上の方も途中までされている話しを聞いたもので、この上の部分がどうなるものかと思い、お聞きしたかったところです。この上の方まで、しっかりと開墾していただけるか、経済課なり農業委員会で確認していく必要があると思います。熱帯果樹ということですから、今後、南大隅町の振興にも繋がるのでないかと、場所的にも良い場所ですし、奥に茶畑もあります。そこも手入れをしていただければ、この辺り一帯、非常に良い農地になると思われます。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： この地図の7番の土地の右側、東側になりますが、先月の定例総会で農地法第3条の許可がされた土地でございます。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 田淵ですが、〇〇から〇〇に移って、〇〇に名義が変わっておりますが、直接するよりも何か〇〇にメリットがあるのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。譲渡人である〇〇には譲渡税減税のメリットがあり、〇〇を挟むことになりました。本町では初めての事業だったと思います。それと、登記簿上に譲渡の経緯を記す意味もあると思います。

議 長： よろしいですか。

8 番： はい。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは報告第4号については、以上で終わります。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： はい。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について
③その他

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和元年9月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員